徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第７４５号　令和６年９月２４日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
４６７	令和６年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
４６８	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	公安委員会
４６９	同	同
４７０	同	同
４７１	同	同

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
１３※	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	
１４※	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	

【警察本部告示】

番号	表題	担当課名
３※	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第四百六十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和六年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和六年九月二十四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第四回	令和六年十月十五日（火曜日）まで	令和六年十月二十日（日曜日）から二十二日（火曜日）までのうちいずれか一日 予備日 令和六年十月二十三日（水曜日）	筆記試験及び適性検査
		令和六年十月二十六日（土曜日）及び二十七日（日曜日）のうち指定する日	口述試験及び身体検査

備考

1　筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2　筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二　口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第四回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

1　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　採用予定月

令和七年三月又は四月

五　志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第四百六十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月二十四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　落札に係る物品等の名称及び数量

指紋情報管理システム　一式（賃貸借）

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

三　落札者を決定した日

令和六年七月三十一日

四　落札者の氏名及び住所

ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

五　落札金額

五百四十七万六千七百九十円（月額）

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　一般競争入札の公告を行った日

令和六年六月七日

徳島県告示第四百六十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月二十四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　落札に係る物品等の名称及び数量

ＧＳＲ対応高分解能走査電子顕微鏡システム　一式（賃貸借）

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

三　落札者を決定した日

令和六年七月三十一日

四　落札者の氏名及び住所

オリックス・レンテック株式会社

東京都品川区北品川五丁目五番一五号

五　落札金額

八十九万八千百五十円（月額）

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　一般競争入札の公告を行った日

令和六年六月七日

徳島県告示第四百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月二十四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　落札に係る物品等の名称及び数量

自動音声・通話録音システム　一式（賃貸借）

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

三　落札者を決定した日

令和六年七月三十一日

四　落札者の氏名及び住所

ＮＸ・ＴＣリース＆ファイナンス株式会社

東京都港区東新橋一丁目五番二号

五　落札金額

七十三万二千五十円（月額）

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　一般競争入札の公告を行った日

令和六年六月七日

徳島県告示第四百七十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月二十四日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　落札に係る物品等の名称及び数量

集合教育用運転シミュレーター　一式（賃貸借）

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

三　落札者を決定した日

令和六年八月二十八日

四　落札者の氏名及び住所

三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社

東京都品川区大崎一丁目六番三号

五　落札金額

二百十二万八千五百円（月額）

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　一般競争入札の公告を行った日

令和六年七月二日

徳島県公安委員会規則第13号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年９月24日

徳島県公安委員会委員長　　岡　　田　　好　　史

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表徳島県徳島板野警察署の部藍住町東交番の項を削り、同部藍住町西交番の項を次のように改める。

藍住町交番	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地１	板野郡藍住町

附　則

この規則は，令和６年10月１日から施行する。

徳島県公安委員会規則第14号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年９月24日

徳島県公安委員会委員長　　岡　　田　　好　　史

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和２年徳島県公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）の部の次に次のように加える。

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）	第26条	施設占有者による提出書の提出
	第28条第２項及び第３項（第１号イ及び第２号イを除く。）	指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出
	第31条第１項	保管物件届出書の提出
	第32条	物件売却届出書の提出
	第33条第１項	物件処分届出書の提出
	第41条	電磁的記録媒体提出票の提出

附　則

この規則は，令和６年10月21日から施行する。

徳島県警察本部告示第３号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年９月24日

徳島県警察本部長　　堺　　瑞　　崇

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程（令和３年徳島県警察本部告示第１号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第４条　規則第４条第２項ただし書に規定する措置は，次に掲げるとおりとする。

(1)　規則別表に掲げる申請等（次号の表に掲げる規定に基づく申請等を除く。）を行う場合において，不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字，番号，記号その他の符号であって，申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第３号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように，有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この号において「ワンタイムＵＲＬ」という。）を受信し，当該ワンタイムＵＲＬを用いて申請部分に接続する措置

(2)　次の表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において，あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置

法令等	規定
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）	第26条
	第28条第２項及び第３項（第１号イ及び第２号イを除く。）
	第31条第１項
	第32条

	第33条第１項
	第41条

附　則

この告示は，令和６年10月21日から施行する。